

2市2町の消防団員実数 (単位:名)

項目	西条市	東予市	丹原町	小松町
団 長	1	1	1	1
副団長	4	3	2	2
分団長	12	9	5	2
副分団長	12	9	10	2
部 長	38	37	32	6
班 長	78	94	91	27
団 員	390	519	337	144
計	535	672	478	184

◆協議第35号 各種事務事業(保健関係)の取扱いについて
 1 健康教育(母子保健)、2 健康診査(母子保健)、3 健康相談(母子保健)、4 健康教育(若成人保健)、5 健康診査(若成人保健)、6 健康相談(若成人保健)、7 予防接種、8 保健センターの管理運営、9 中川診療所
 以上についての提案がありました。詳細は、11月号でお知らせします。

◆協議第36号 各種事務事業(消防防災関係)の取扱い(その2)について
 消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。

◆協議第37号 各種事務事業(教育関係)の取扱い(その1)について
 1 市立小中学校の通学区域、2 奨学金貸付事業、3 国際理解教育事業(海外派遣事業)、4 学校給食の実施、5 幼稚園管理運営、6 就園援助、7 市指定文化財、8 文化祭、9 各種スポーツ大会
 以上についての提案がありました。詳細は、11月号でお知らせします。

◆協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 在任特例適用1年7ヵ月・定数34名・合併後最初の選挙は小選挙区で実施
 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。

◆協議第39号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 在任特例適用8ヵ月、その間は西条市と東予市、丹原、小松のそれぞれの区域を区域とする2つの農業委員会を置き、その後は1つに統合

◆協議第40号 特別職の職員の身分の取扱いについて
 特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

◆協議第35号 各種事務事業(保健関係)の取扱いについて
 新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。

◆協議第36号 各種事務事業(消防防災関係)の取扱い(その2)について
 消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。

◆協議第37号 各種事務事業(教育関係)の取扱い(その1)について
 1 市立小中学校の通学区域、2 奨学金貸付事業、3 国際理解教育事業(海外派遣事業)、4 学校給食の実施、5 幼稚園管理運営、6 就園援助、7 市指定文化財、8 文化祭、9 各種スポーツ大会
 以上についての提案がありました。詳細は、11月号でお知らせします。

◆協議第38号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 在任特例適用1年7ヵ月・定数34名・合併後最初の選挙は小選挙区で実施
 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。

◆協議第39号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 在任特例適用8ヵ月、その間は西条市と東予市、丹原、小松のそれぞれの区域を区域とする2つの農業委員会を置き、その後は1つに統合

◆協議第40号 特別職の職員の身分の取扱いについて
 特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

議会議員の定数及び任期等

項目	西条市	東予市	丹原町	小松町	計	新市	
定数	法定定数	30人以内	26人以内	22人以内	18人以内	96人以内	34人以内
	条例定数	26人	20人	16人	16人	78人	
	実数	26人	22人	16人	16人	80人	
議員の任期	議員の任期	~H19.5.1	~H19.12.31	~H17.8.31	~H19.8.24		
	報酬	議長	461,000円	436,000円	297,000円	272,000円	
		副議長	397,000円	363,000円	240,000円	218,000円	
		委員長	370,000円	331,000円	216,000円	198,000円	
議員		370,000円	326,000円	216,000円	198,000円		

※東予市の条例定数は平成16年1月1日から適用される。

◆協議第39号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 在任特例適用8ヵ月、その間は西条市と東予市、丹原、小松のそれぞれの区域を区域とする2つの農業委員会を置き、その後は1つに統合

◆協議第40号 特別職の職員の身分の取扱いについて
 特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。

1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。

2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。

3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員会及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。

4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は、現行の制度をもとに調整する。

特別職の給料等

項目	西条市	東予市	丹原町	小松町
市長	935,000円	902,000円	810,000円	800,000円
助役	738,000円	708,000円	650,000円	633,000円
収入役	663,000円	626,000円	608,000円	588,000円
教育長	617,000円	593,000円	580,000円	550,000円